

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！（対象となる方の所得割額・均等割額）

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額され、払い過ぎとなった場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 出産予定日または出産日を確認することができる書類（母子健康手帳・出生届など）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

※別世帯の方が届出される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。

届出・問い合わせ先

潟上市役所 総務部 税務課 市民税班 TEL 018-853-5308